

口腔機能実地指導料の 施設基準に係る研修会

歯科衛生士対象

／ 今回の改定の目玉！ ／

(新) 口腔機能実地指導料 **46点**

今まで以上に**口腔機能管理**が非常に**重要視**されます！

講習を受けた歯科衛生士が、歯科医師の指示の下で指導した場合に算定可能です。

[算定要件]

注：口腔機能に係る研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。

[施設基準]

- ① 歯科医師又は歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等(入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含むものであること。)に係る研修を受講した歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- ② 口腔機能実地指導を実施する時間が定められていること。
- ③ ②の時間においては、口腔機能実地指導を実施するための歯科用ユニットが確保されていること。
- ④ 当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組を行っていること。

2026 **WEB**
10/29(木)
19:00~21:00



開催日・2026. **10.29**(木)

時間・**19:00~21:00**

定員・**100名**

WEB開催

受講料・会員 **5,500**円(税込) / 一般 **8,800**円(税込)

※勤務医院が会員であれば会員価格で受講可
※申込締切・開催10日前または定員に達し次第



NO PHOTOGRAPHY



NO RECORD

内 容・口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の概要/検査法/訓練法および実地指導方法(入院患者や在宅・施設療養者への対応を含む)
講 師・生田 図南(日本摂食支援協会専務理事・日本保育歯科協会理事長) / 津島 克正(日本摂食支援協会常務理事・日本口腔検査学会副理事長)



注意

- 当セミナーは資格基準セミナーのため、遅刻や早退の場合は修了証のお渡しができません。
- 資格基準セミナーのため、顔出し及び事前に本人確認書類の提出が必須となります。

※確認書類の提出方法やその他の詳細は、お申込みフォームをご確認ください。

お申し込み

